

外国株券市場における投資者層拡大のための決済制度の改善について

平成16年8月17日

株式会社東京証券取引所

1. 趣旨

現在、東証の外国株券市場は、主として国内個人投資家が参加する市場となっていますが、今後、アジア近隣諸国を重点に外国企業の上場を推進するためには、内外の機関投資家の市場への参入による投資者層の拡大が望まれます。

しかしながら、現在の顧客と取引参加者との間の外国株券の決済制度は、カスタディアンを利用する機関投資家の決済慣行に対応していないことから、機関投資家の参入を可能とするために、所要の制度改正を行うものです。

2. 概要

(1) 顧客と取引参加者との間の決済方法の見直し

顧客は、外国株券の売買の委託について、委託先取引参加者に外国証券取引口座を設定し、売買に係る取引参加者との間の決済を当該口座の振替により行うこととしています。

しかしながら、機関投資家においては、売買の委託先と有価証券の保管先が異なるケースがあることから、内国株券の決済慣行と同様、外国株券についても顧客が売買の委託先取引参加者以外の者に口座を設定し、売買に係る取引参加者との間の決済を当該口座の振替により行うことを可能とします。

(2) 外国株券振替決済制度の参加者範囲の拡大

外国株券振替決済制度においては、参加者となり得る者の範囲を総合取引参加者、株式会社日本証券クリアリング機構の現物他社清算参加者及び日本証券金融株式会社に限定しています。

しかしながら、機関投資家においては、資産管理専門の信託銀行やカスタディ業務を行う銀行等に有価証券の保管を委託するケースが多いことから、現在の参加者範囲に含まれない証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を参加者範囲に追加することとします。

(3) 顧客による売付株券の事前預託手続きの見直し

顧客が外国株券の売付けを委託する場合は、委託の時までに委託先取引参加者に設定した口座に売付株券を預託することを義務付けています。

しかしながら、機関投資家においては、決済日の当日に取引参加者との間の決済を行うケースが一般的であることに鑑み、顧客が売買の委託先取引参加者以外の者に口座を設定する場合には、売買の委託先取引参加者への事前預託に代え、売付けの委託の時までに外国株券振替決済制度の参加者に売付株券が預託されていることを義務付けることとします。

3. 実施時期

本件制度改正は、平成16年10月1日の実施を目途とします。

以上